

公開買付説明書の訂正事項分

平成27年 2 月

三菱瓦斯化学株式会社

(対象者：株式会社 J S P)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	三菱瓦斯化学株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
【電話番号】	東京 3 2 8 3 局 5 0 8 0
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 吉田 晋
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	三菱瓦斯化学株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目5番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、三菱瓦斯化学株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社JSPをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書及び本書に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性がありますので、この将来に関する記述に全面的に依拠して、投資等の判断を行なうことは差し控えてください。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。
- 本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送

付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

平成27年2月5日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項があり、また、添付書類の一部に不備がありましたので、法第27条の8第1項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び府令第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

8 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

① 届出日の前々日又は前日現在の預金

⑤ 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1 【公開買付要項】

8 【買付け等に要する資金】

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

(訂正前)

種類	金額 (千円)
普通預金	<u>10,191,865</u>
計(a)	

(訂正後)

種類	金額 (千円)
普通預金	<u>9,895,574</u>
計(a)	

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

10,191,865千円((a)+(b)+(c)+(d))

(訂正後)

9,895,574千円((a)+(b)+(c)+(d))